

資料 5-2

株式会社日本政策金融公庫の業務について

— 参 考 資 料 —

平成 19 年 1 月
行政改革推進本部事務局

日本政策金融公庫法案（仮称）の骨子について	1
日本政策金融公庫の業務について	4
特殊法人等整理合理化計画（抄）	5
「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」における関連部分	9
現行の中小公庫の証券化支援業務	10
CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）契約について	11
【国内部門】	
CDS契約を活用した証券化支援手法の例	12
【国際部門】	
被保証人の対象範囲拡大による直接貸付の代替例（国際コンソーシアム事業）	13
被保証人の対象範囲拡大による直接貸付の代替例（現地通貨貸付）	14
買取型証券化による直接貸付の代替	15

株式会社日本政策金融公庫法案（仮称）の骨子について

平成19年1月
行政改革推進本部事務局

通常国会へ提出することとなる株式会社日本政策金融公庫（以下「新機関」）法案（仮称）については、「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」（以下「制度設計」）に基づき、現在、以下のような項目を法案に盛り込むことについて検討中。

1. 目的

行政改革推進法において、新機関に担わせることとされた機能（国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための機能）を踏まえた新機関の目的規定に加え、民業補完の趣旨を明記。

2. 組織・会計経理等

(1) 株式の政府保有義務

政策上必要な業務を国が責任を持って実施する等の観点から、新機関の株式を政府が全額保有する旨の規定を置く。

(2) 役職員

効率的な事業運営の実現と政策上必要な業務の的確な実施の観点から、役員の選・解任手続、役職員の秘密保持義務等の規定を置く。

(3) 勘定区分等

政策上必要な業務の的確な実施と政策の実施に係る責任の明確化の観点から、主要施策毎に勘定区分を行い透明性を確保。

国際金融業務については、他の勘定と区分して国際業務勘定を設ける。また、「海外経済協力に関する検討会」報告（18.2.28）を踏まえた制度設計に基づき、国際業務部門を置き、部門の名称として、国際協力銀行という名称を用いることができる旨を規定する。

(4) 新機関の信用維持、資金調達の円滑化

新機関の信用維持、資金調達の円滑化等の観点から、新機関の発行する債券について政府保証を付与できる旨を規定する。また、新機関の合併、分割及び解散につき「別に法律で定める」旨を規定し、新機関の解散等の意志決定についての国の責任を明確化する。

(5) 国庫納付

政府全額出資等の新機関の性格を踏まえ、利益については、必要な準備金の積立て以外の部分は全額国庫納付する旨の規定を置く。

(6) ガバナンス確保のための国の関与

政策上必要な業務を的確に実施する観点から、予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施、定款の変更認可等の国の監督の規定を置く。

（注）新機関は、設立法に特段の規定を置かない限りは、会社法の規定が適用になることから、企業会計原則、会計監査人の監査等の対象となる。

3. 業務

(1) 現行各機関の業務規定をベースに、行政改革推進法における以下のような新機関の業務限定を忠実に反映し、新機関の業務を規定する。

国民一般 : 教育貸付の貸付対象範囲の縮小

農林水産業者 : 大企業向け等の食品産業貸付を廃止

中小企業者 : 中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定（一般貸付を廃止）

国際金融 : ①資源の開発・取得の促進、
②国際競争力の維持・向上、
③国際金融秩序の混乱への対処、
の3つの業務に限定

なお、貸付けのほか、債務の一部の保証、貸付債権の譲受けその他の業務を規定。

(2) 新機関の危機対応業務等について、

- ① 指定金融機関が危機による被害に対処するための資金の貸付等を行う場合に、新機関が必要な資金の貸付、リスクの一部補完、利子補給等を実施することができる、
- ② 希望する民間金融機関の中から、適格な者を国が指定金融機関としてあらかじめ指定する、
等の規定を置く。

(3) 業務の在り方の検討

新機関は民業補完を旨とするとの観点から、会社の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずる旨の規定を置く。

4. その他

(1) 会社の設立

設立委員の任命や定款の作成等の会社の設立に関し必要な規定を置く。

(2) 旧法人の解散、権利義務の承継等

旧法人が新機関設立時に解散すること、旧法人の一切の権利義務は新機関が承継すること、デューデリジェンスに関すること及びそれらに伴う経過措置等の規定を置く。

(3) 関係法律の整備（株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（仮称））

日本政策金融公庫の業務について

【現行政策金融機関】

国民生活金融公庫	<p>資金の貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小口の事業資金 ・教育資金 ・経営改善貸付、生活衛生資金貸付 等 				
農林漁業金融公庫	<p>資金の貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者の生産力の維持増進 ・食料の安定供給の確保 等のための資金 				
中小企業金融公庫	信用保険	<p>資金の貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の振興に必要な長期資金 (一般貸付及び特別貸付) 	証券化支援		
国際協力銀行		<p>資金の貸付け</p> <p>債務の保証 (日本の金融機関による貸付けのみ可)</p>	<p>債務の保証 (日本による貸付けのみ可)</p> <p>公社債等の取得 タイドローンの場合 のみ取得可)</p>	<p>債権のみ例外的に可能) 債権の譲受け (協調融資)</p>	

【日本政策金融公庫】

国民一般向け	<p>資金の貸付け 《縮減》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小口の事業資金 ・教育資金 (対象範囲を縮小) ・経営改善貸付、生活衛生資金貸付 等 				
農林水産業者向け	<p>資金の貸付け 《縮減》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者に対する長期かつ低利の資金 (資本市場からの調達が困難なもの等に限る) ・食料の安定供給の確保のための資金 (食品製造等の事業を営む者への貸付けは、中小企業者に対する10年超の貸付けに限定) 				
中小企業者向け	信用保険	<p>資金の貸付け 《縮減》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の振興に必要な長期資金 (中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われる特別貸付のみ) 	既往貸付の追加	既往貸付の追加	<p>CDS等を活用した証券化支援</p> <p>既往貸付の追加</p>
国際協力銀行部門		<p>資金の貸付け 《縮減》</p> <p>我が国大企業や先進国における貸付けなどを(資源確保に關係のない場合)</p>	<p>資金の貸付け (日本による貸付けのみ可)</p>	<p>債務の保証等 (日本による貸付けのみ可)</p>	<p>債務の保証等 (日本による貸付けのみ可)</p> <p>債も取得可)</p>

重要資源の海外における開発及び取得の促進、我が国産業の国際競争力の維持・向上、国際金融秩序の混乱への対処のためのものに限定。さらに、特殊法人等整理合理化計画における指摘事項や今般の政策金融改革の議論の中で指摘された見直し事項についても反映。

特殊法人等整理合理化計画(抄)

平成 13 年 12 月 18 日

特殊法人等改革推進本部

II. 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

(1) 特 殊 法 人

法人名	事業について講ずべき措置
	組織形態について講ずべき措置
国民生活金融公庫	<p>【融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一般貸付(生活衛生資金貸付の一般貸付を含む) <ul style="list-style-type: none"> ○「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。 ②特別貸付・経営改善貸付(生活衛生資金貸付の特別貸付を含む) <ul style="list-style-type: none"> ○現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。 ③教育貸付 <ul style="list-style-type: none"> ○収入上限を引き下げる等対象者等を適切に見直すことにより、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、政策的必要性の高いものに限定し、規模を縮減する。 ④共通事項 <ul style="list-style-type: none"> ○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 ○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 ○政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。 <p>(後述)</p>
農林漁業金融公庫	<p>【農林漁業者に対する融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成14年度から、民間金融機関に利子補給する近代化資金の用途を拡大して、公庫の事業規模を縮減する。 ○融資条件(金利・融資限度等)については、農林漁業の実情・政策性・調達コスト等を踏まえて、適切に見直す。 ○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 ○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 ○政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。 <p>【食品製造・加工・流通事業者に対する融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、農林漁業の振興に資するよう融資を行うための条件の見直しを行い、融資対象事業を縮減する。また、融資条件(金利・期間・融資限度等)に

法人名	事業について講るべき措置 組織形態について講るべき措置
	<p>については、農林漁業及び食品産業等の実情・政策性・調達コスト等を踏まえて、適切かつ弾力的に見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 ○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 ○政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。 <p>(後述)</p>
中小企業金融公庫	<p>【中小企業者に対する融資】</p> <p>①一般貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。 <p>②特別貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。 <p>③共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 ○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 ○政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。 <p>(後述)</p>
沖縄振興開発金融公庫	<p>【沖縄における政策金融事業(融資、出資、保証)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。 ○業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。 ○特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。 ○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 ○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 ○政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。 <p>(後述)</p>
国際協力銀行	<p>【国際金融等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減する。

法人名	<p>事業について講るべき措置</p> <p>組織形態について講るべき措置</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付債権の流動化(証券化を含む。)等を図り、貸付残高を圧縮する。 ①輸出金融 ○保証機能を積極的に活用するとともに、先進国関係の業務を廃止する。 ○融資条件(協調融資の割合等)を適切に見直す。 ②輸入金融 ○資源関係以外の業務を廃止する(ただし、航空機輸入等真に必要なものについては、保証制度を活用する)。 ○融資条件(協調融資の割合等)を適切に見直す。 ③一般投資金融 ○保証機能を積極的に活用するとともに、貸付は先進国関係の業務を原則廃止した上で、リスクの高い業務に特化する。 ○融資条件(協調融資の割合等)を適切に見直す。 ④リファイナンス ○廃止する。 ⑤共通事項 ○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 ○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 ○政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。 <p>【海外経済協力業務】</p> ①海外投融資業務 ○廃止することとし、14年度以降は、13年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行う。 ②円借款業務 ○ODA見直しと歩調を合わせて見直しを行い、事業規模の縮減を図る。 ③共通事項 ○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 ○政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。 <p>(後述)</p>
公営企業金融公庫	<p>【地方債資金の融通業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。 ○財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。 <p>(後述)</p>

法人名	事業について講るべき措置
	組織形態について講るべき措置
日本政策投資銀行	<p>【融資・債務保証・出資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、融資条件(金利・期間・融資比率等)を適切に見直し、プロジェクト・ファイナンス、地域プロジェクト等リスクの高い業務に特化する。 ○貸付債権の流動化(証券化を含む)等を図り、残高を圧縮するとともに、保証機能を積極的に活用する。 ○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 ○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 ○政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、政策コストを明示する。 <p>(後述)</p>
商工組合中央金庫	<p>【中小企業団体及びその構成員に対する総合的金融サービスの提供】</p> <p>①特別貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。 <p>②共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 ○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 ○政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。 <p>(後述)</p>
国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発銀庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫	<p>●国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の8機関については、上記の事業見直しを実施に移す。</p> <p>さらに、①民業補完、②政策コストの最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。</p>

「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」における関連部分

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

（新政策金融機関の在り方）

第五条 新政策金融機関は、次に掲げる組織及び業務の在り方を踏まえて、設立されるものとする。

五 業務については、現行政策金融機関から承継する業務（統合する現行政策金融機関から承継する債権の管理及び回収を含む。）及び前条第四号に規定する金融に係る業務とするものとし、債務の一部の保証、貸付債権の譲受けその他の業務の推進を図ることにより、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨として行われるものとする。

六 業務の実施状況について的確な評価及び監視を行う体制を整備し、業務の必要性の有無及びこれを民間にゆだねることの適否についての見直し並びに貸付金の残高の継続的な縮小を行うことを可能とするものとする。

○政策金融改革に係る制度設計（抄）

（平成 18 年 6 月 27 日政策金融改革推進本部決定・行政改革推進本部決定）

II. 新政策金融機関について

3. 業務の在り方

(2) 部分保証等の推進により一般の金融機関が行う金融を補完

- ・部分保証、証券化、間接融資等の活用促進のため、モラルハザードの防止に十分留意しつつ、所要の制度的な手当てを含め、積極的な取組を進める。

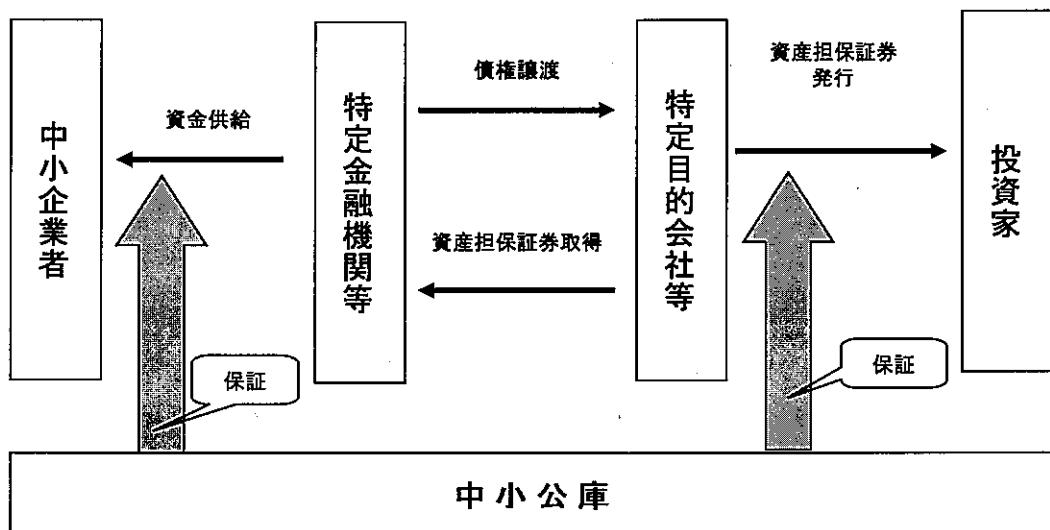
(3) 業務の実施状況の評価・監視体制の整備

- ・新政策金融機関の業務を評価・監視するため、新政策金融機関に外部有識者による評価委員会を設置する。また、委員会は、政策目的に沿った事業が効率的に行われているかどうかの評価基準を策定し公表する。

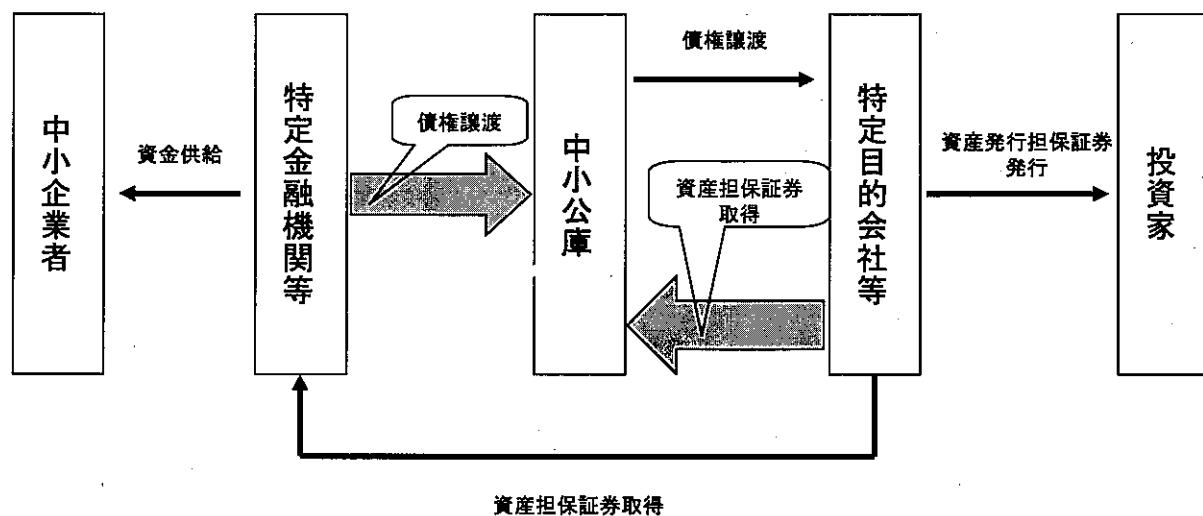
- ・新政策金融機関に設けられる評価委員会による評価・監視に加えて、政策金融が担うべき業務かどうかについて市場化テストの考え方も踏まえつつ行う不断的見直しや、新政策金融機関への統合に係るプロセスについて、「行政減量・効率化有識者会議」（平成 18 年 6 月 27 日行政改革推進本部長決定）による評価・検証を行う。

現行の中小公庫の証券化支援業務

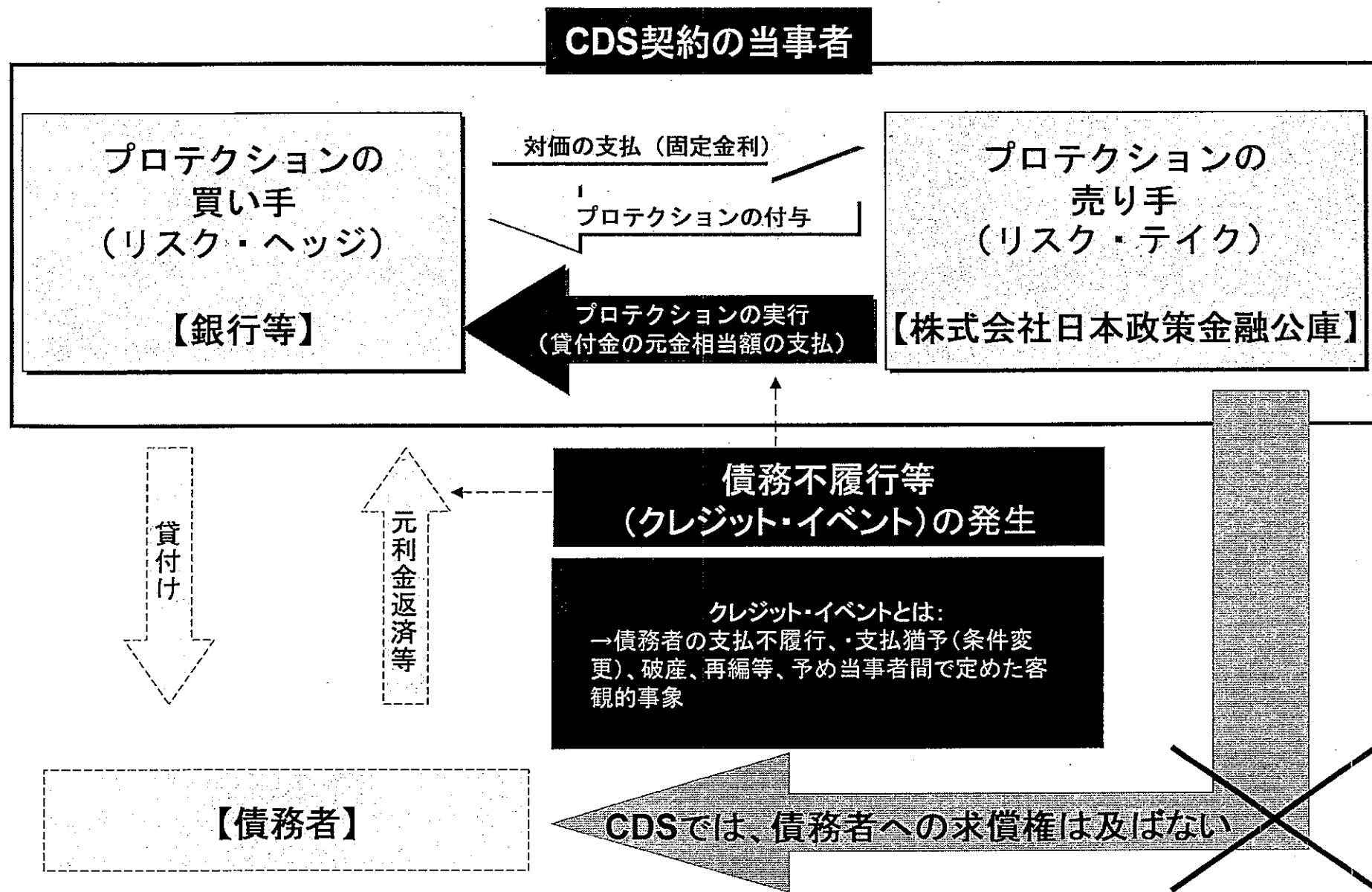
1) 証券化支援保証業務



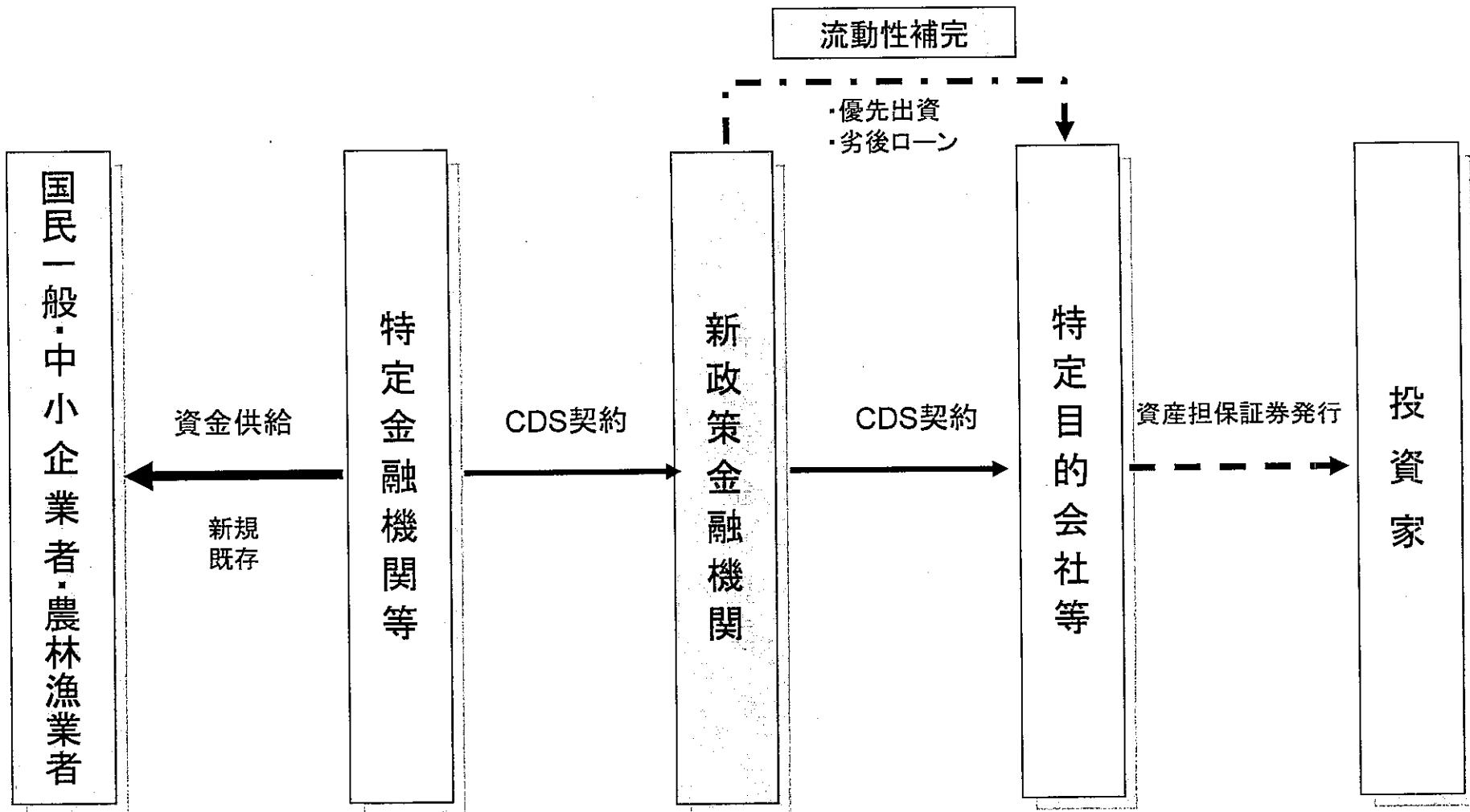
2) 証券化支援買取業務



CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）契約について



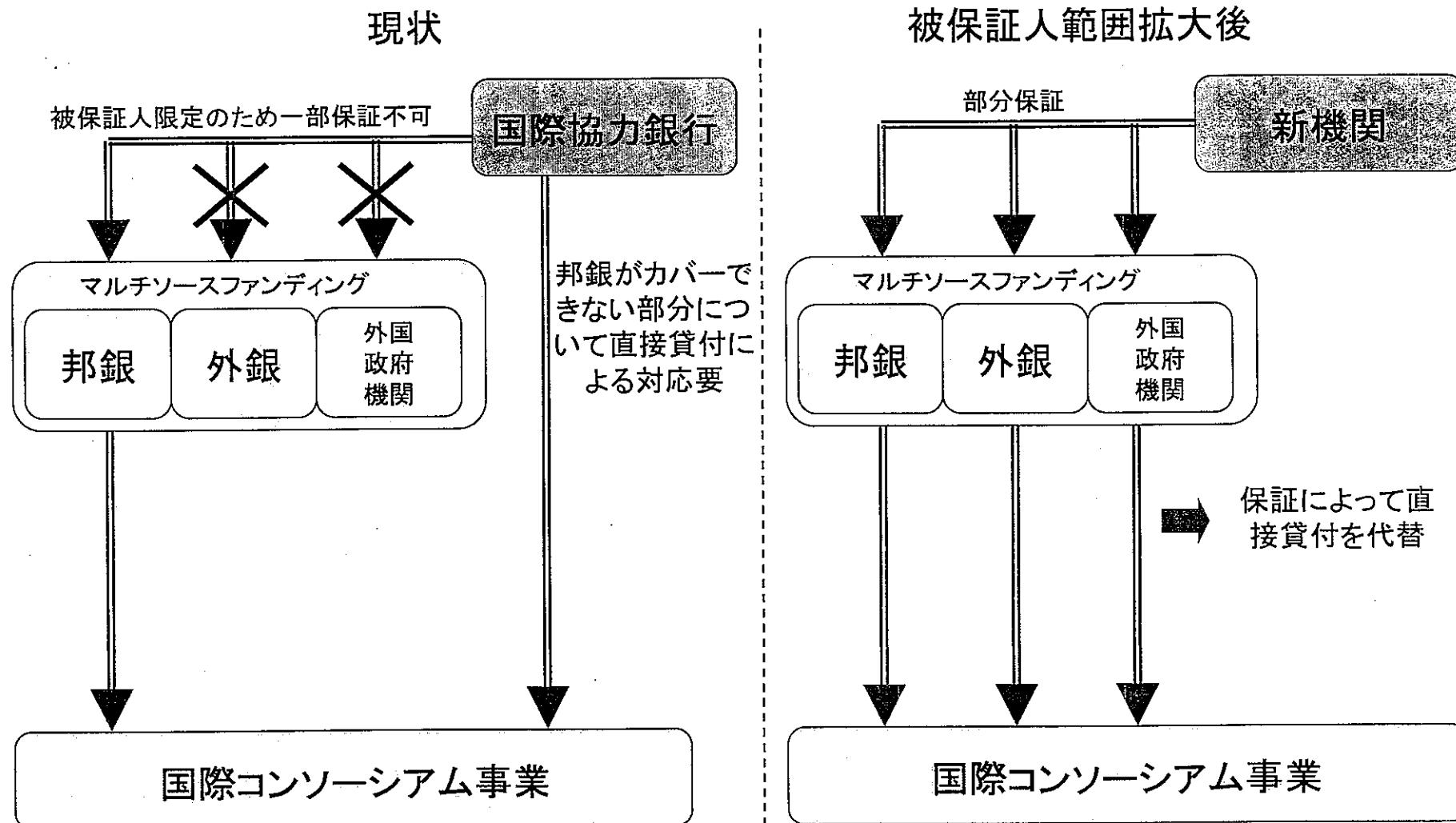
【国内部門】 CDS契約を活用した証券化支援手法の例



国際部門

①-1 保証対象の追加等

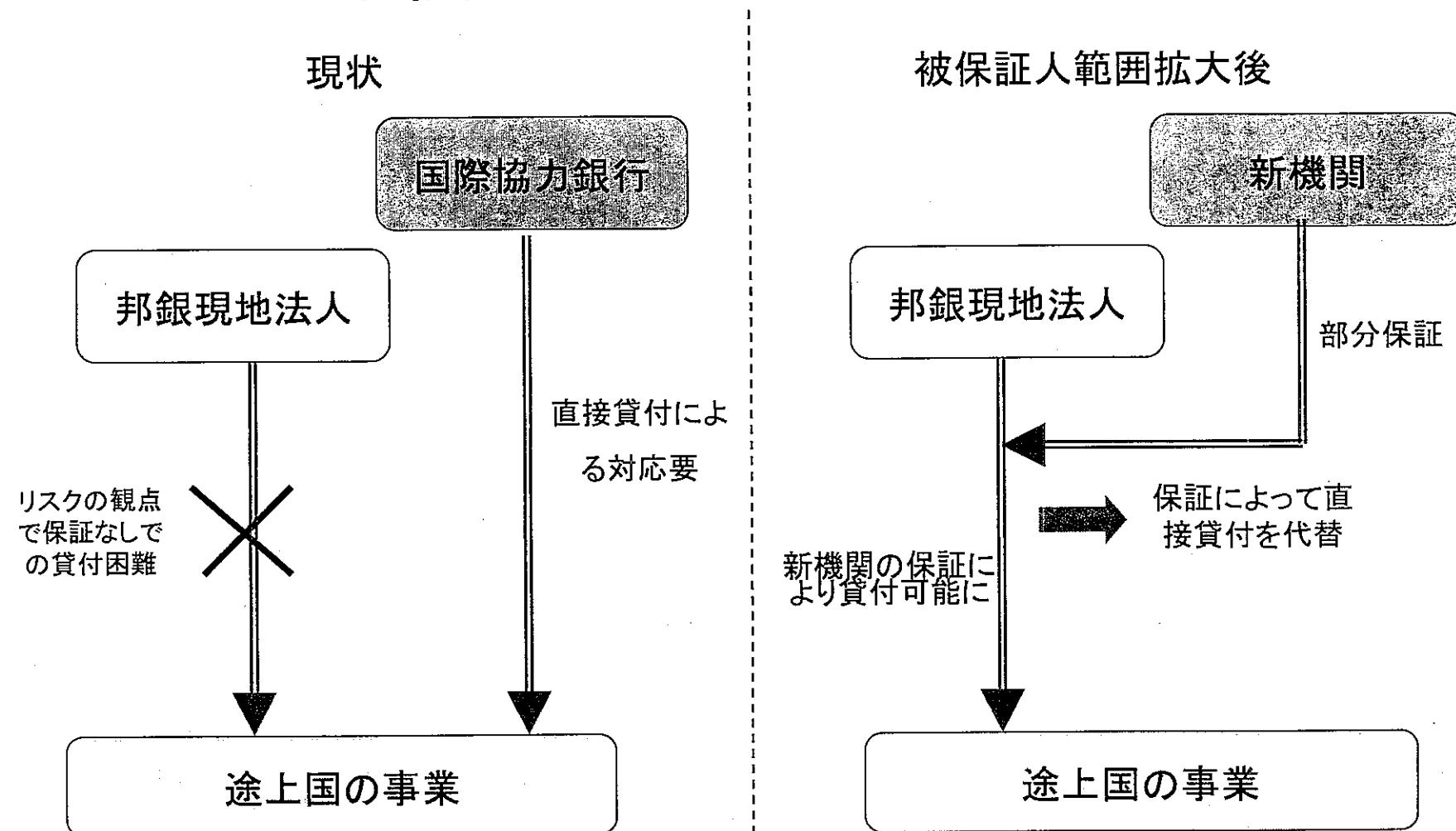
被保証人の対象範囲拡大による 直接貸付の代替例(国際コンソーシアム事業)



国際部門

①-2保証対象の追加等

被保証人の対象範囲拡大による
直接貸付の代替例(現地通貨貸付)



国際部門

②債権の譲受け・証券化の促進

買取型証券化による直接貸付の代替例

